

## 第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成28年11月9日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、川勝委員、廣田委員、光川委員、大久保委員、中村委員、
- 4 出席職員
  - ・健康増進課 増田健康増進課長、藤浪課長補佐、堀越課長補佐
  - ・生涯学習課 玉田生涯学習課長、近藤主査
  - ・保育課 根本保育課長、酒巻課長補佐、根本係長
  - ・コミュニティ課 須郷コミュニティ課長、竹之内課長補佐、斉藤課長補佐
  - ・障害者支援課 小西障害者支援課長、矢口課長補佐、矢代課長補佐  
杉崎係長、五十嵐係長
- 5 事務局 福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、岩井主事、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 1名
- 7 議 題
  - (1) 対象補助金のヒアリング(1日目)
    - ① 病院内保育運営事業補助金(健康増進課)
    - ② 流山市制施行50周年記念第九演奏会事業補助金(生涯学習課)
    - ③ 私立幼稚園園児補助金(保育課)
    - ④ 私立保育所AED設置事業補助金(保育課)
    - ⑤ 自治会掲示板設置費補助金(コミュニティ課)
    - ⑥ 自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金(コミュニティ課)
    - ⑦ 自治会館建設事業補助金(コミュニティ課)
    - ⑧ 重度障害者自動車燃料費助成金(障害者支援課)
    - ⑨ 障害者福祉施設整備事業補助金(障害者支援課)
    - ⑩ 障害者福祉サービス等利用助成金(障害者支援課)
    - ⑪ 就労支援施設利用者負担助成金(障害者支援課)

(2) その他

## 8 配布資料

- (1) ヒアリング日程表
- (2) 評価表
- (3) 平成29年度補助金一覧（差し替え分）
- (4) 平成28年度補助金一覧（差し替え分）

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席7名、全員ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日から2日間にわたりヒアリングを行います。

日程表にありますとおり、本日は、5課・11件の補助金についてヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日は配布資料の日程表の順番でヒアリングを行いたいと思います。

評価表は、補助金の創設年度と経過年数、これまでの評価等を記載しましたので参考にしてください。

また、前回配布しました資料5資料6について、事務局の作成段階で一部誤りがありましたので差し替えさせていただきます。

修正した部分については網掛けで表示しております。

私からは以上です。

(山口会長)

それでは、ヒアリングを開始します。

最初の課を呼んで下さい。

【健康増進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「病院内保育運営事業補助金」についてヒアリングを行います。

平成29年度の予算要求において、「本補助金の概要」と本審議会において評価基準としている5つのテーマ「公益性、公平性、必要性、効果、適切性」についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(増田健康増進課長)

それでは、「病院内保育運営事業補助金」について概要から説明させていただきます。

市内の病院における看護師等医療従事者の離職の防止、再就業を促進し充足を図るため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部に対して、交付要綱に基づき補助金を交付しています。

病院内保育施設の運営に対しましては、県でも看護師等の確保対策として、「千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付しているところであり、市としましても、看護師等の確保対策の一環として補助金を交付するものです。

公益性・公平性については、病院に看護師等が不足している状態では、安定的に患者を受け入れられる体制が整えられませんので、市民生活にとっても多大な影響があります。病院が安定した運営を行うことで、市民にとって公平な利益が得られることにつながります。

従って、補助金を交付することで、看護師等の充足が図られ、市民福祉の向上にも貢献するものと判断しています。

続きまして補助金の必要性については、近年、医師不足や看護師不足がメディア等でも取り上げられることが多くなりました。中でも、看護師の仕事は多忙で夜勤もあり、かなりの激務と言われていています。従って、離職率も高く、特に結婚・出産を経た看護師にとっては、育児と家事、仕事の両立は難しいものがあります。

そこで、離職の防止及び再就業を促進するため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部に対して、補助金を交付することは、時代のニーズに対応したものと捉えています。

続きまして、効果についてですがお手元に配布した資料をご覧ください。

平成27年度の「事業実施状況報告書」によれば、ナンバー1の千葉愛友会記念病院では、保育児童数26人に対して、24時間保育を専任の保育士が交代で行っています。

ナンバー2の流山中央病院では、保育児童数14人に対して、朝7時半から午後5時半の10時間保育を6人の専任保育士で行っています。

このように、保育施設の充実により育児のため離職している看護師等の潜在資格者の確保がしやすくなります。従って、事業効果は充分にあるものと考えます。

2病院とも事業実績報告書等の書類は期限内に提出されており、また、会計処理も適切に行われていることを確認しています。

最後に、補助金の増額となる理由としましては、平成27年度の実績報告に基づいて平成29年度の予算を計上したもので、2万2千円ほど増額したものです。

説明は以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川勝委員)

算出基準の中で流山中央病院のところですが、前回16日のところを30日にしたのは何か理由がありますか。

もう1点は、26年度決算額が落ちていますがこの要因は何か伺います。

(増田課長)

30日というのは24時間保育の件数で、27年度は30日間実施したということです。

(川勝委員)

実績で増えたということですか。

(増田課長)

そういうことです。

もう一点、26年度が低かったのは流山中央病院からの応募がなかったので交付もしなかったためです。

(川勝委員)

そうしますと、交付したのは愛友会記念病院だけですね。

(増田課長)

はい、愛友会だけです。

(西村副会長)

算式の意味を教えてください。基準単価とか調整率とか加算額とか。

(堀越補佐)

交付要綱がありますので、その算式に基づいて計算しております。

その中で、2病院ともB型に該当し、B型とは、保育児童が10人以上30人未満で保育時間が10時間以上に該当し、保育士等の職員が4人以上10人未満に該当する施設を指します。その場合の計算式は、4人×144,250円×運営月数で求めた額から、保育料収入相当額を控除し、24時間保育加算額に調整率を乗じた額を加算した額になります。簡単に言うとそういうことです。

(西村副会長)

これは病院の中の保育に関してですね、一般企業に関してはどうなっていますか。

(増田課長)

この制度は病院(24時間勤務)に対しての補助なので、一般企業に対してはありません。

(西村副会長)

24時間体制で働いているのは病院の看護師さんだけではないと思いましたが、一般企業でもこのような補助が必要なところもあると思います。

(川勝委員)

調査票の中に県の補助金の上乗せという表現がありますが、県補助との関係はどのようなになっていますか。

(増田課長)

県は、県の要綱により補助対象経費の10分の9を交付しております。因みに、市は10分の1を交付しております。

(川勝委員)

県の補助金の上乗せであるため、県の補助金が確定しないと市の補助金が決まらな  
いと書いてあるので、県補助金が増えれば市の負担が少なくなるのかと思ったのです  
が。

(増田課長)

要綱の中に県の補助金に該当することとありますので「県の補助金が確定しなけれ  
ば金額が確定しない」と表現しましたが、県の補助金が入ってきても市の補助金額は  
変わりません。

(川勝委員)

少し書きぶりが誤解を招きますし分かりにくいですね。

(光川委員)

効果のところをどう評価するか難しいと思いますが、例えば愛友会の場合、この補  
助金が人件費に充てられると仮定したときに4人分で約95万円、一人分だと約24  
万円で毎月だと2万円になるという解釈でよろしいですか。

補助金があるか、無いかで毎月の給与に影響があるということですか。

(増田課長)

人件費にも充てられていると思いますが、実際にはこの事業の運営経費が3千万円  
程掛かっていますが、そのうちの一部に充てられているという考えです。

(山口会長)

他になれば、以上で健康増進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【健康増進課 退室】

【生涯学習課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「流山市制施行50周年記念第九演奏会事業補助金」についてヒアリン  
グを行います。平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「新規に補助金を  
要求した理由」そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」について  
を中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(玉田生涯学習課長)

初めにこの事業の目的・概要についてご説明いたします。

この事業は、流山市の市制施行50周年を記念し、「市民で第九を歌おう」と参加者  
を公募し、「キッコーマンアリーナ」で第九演奏会を開催するという事業でございま

す。

流山市内の主な音楽団体でございます、流山フィルハーモニー交響楽団、流山市合唱連盟、流山市音楽家協会という3団体が連携して実行委員会を組織して、歌う方も市民から参加者を公募し、合唱のパート別に練習を重ねて「キッコーマン アリーナ」において第九演奏会を開催する、というのが本事業の概要となります。

実行委員長には流山市合唱連盟の理事長の方に就任いただき、現在、指揮者やソリストの選定、各団体の役割分担、今後の練習スケジュール等について定期的に打ち合わせを行っております。

今から10年前、市制40周年の際も第九の演奏会を文化会館で実施いたしましたが、今回は新しく竣工したキッコーマン アリーナで開催をするものでございます。

開催は、平成29年12月17日（日）でございます。

補助金の概要ですが、今回の補助金につきましては、先ほどの3団体で組織した第九演奏会実行委員会に対しまして、事業費の一部を補助するというものでございます。

市から補助金を交付する趣旨でございますが、平成27年度に流山市文化芸術振興条例を制定いたしまして、その中で、市民、団体、市が協働で、本市の文化芸術の一層の振興を図ることを謳っております。

本事業は、鑑賞するだけでなく、合唱や演奏会に市民が参加することで、市民の皆様の自発的・創造的な文化芸術活動を一層支援する、活性化を図ることができるものと考えております。

なお、市制40周年記念第九演奏会は文化会館で開催されましたが、参加人員が多く、舞台の耐加重の関係から2日間に分けて開催されました。今回はキッコーマン アリーナ開催とすることで、多数の参加者が一堂に会することが可能となり、より多くの参加者・観覧者による文化交流が期待されます。

一方で、会場をキッコーマン アリーナとしたことにより、文化会館のようなホール形式ではないので会場設営費が増加することや合唱団のパート別練習の指導料等が増加しておりますことから、その増額分に相応する金額の一部を補助するものでございます。

補助金の審査基準については、市民とともに、市制50周年を祝うという市の政策目的に合致するものと考えており、公共性公益性は高いものと考えております。

また、流山市の文化芸術の振興を図る趣旨からも必要性が高いものであり、市内の音楽団体で実行委員会を組織し、企画運営に当たること、また歌われる方も、市民の皆様から公募して市民参加で行うこと等、市制50周年を市民とともに祝うという効果が期待されます。

事務処理会計処理を適正に行うため、実行委員会には規約を制定しております。

また、会計には流フィルと合唱連盟から1名ずつ、監査は音楽家協会が担当するなど、適切な会計処理が図られる態勢とするよう注意しており、市としても指導監督を行っていきたいと考えております。

簡単でございますが説明を終わります。

(山口会長)

それでは、ただ今の「流山市制施行50周年記念第九演奏会事業補助金」について、質問等あれば、お願いします。

(川勝委員)

40周年事業は文化会館でやったということですが、助成額はあったのか。もう1点は全体で750万円ほど掛かるということですが、市補助金以外の部分についてはどこが出すのですか。

(玉田課長)

合唱する方から参加費をいただくほか、チケットを有料で販売しますのでその売上金などを当てていく考えです。

(山口会長)

記念行事としては第九以外にも考えられると思いますが、なぜ第九としたのか。ほかの団体にも意見を聞いたりしたのか。

(玉田課長)

50周年記念事業としては他にも色々企画されておりますが、生涯学習部門としては、1月には名誉市民第1号としての後藤純男画伯の絵画展を予定しておりますが、文化芸術の振興として絵画系の企画と音楽については市民参加の形で何かできないかということで第九としたものです。

スポーツ振興課では、ロードレース大会を行うほか、公民館では、お笑い芸人による宝くじふるさとわくわく劇場、図書・博物館では、50周年記念の写真展をそれぞれ分担して行う予定です。

(川勝委員)

自主財源でやってもらうというのが基本的なことだと思いますが、250万円の補助ではなく100万円ではなぜだめなのか。

(玉田課長)

前回(40周年)も実施しているので、その時の算出を参考にしていますが、大きな違いは会場が文化会館から変わったことで会場設営費が相当掛かることがあります。チケット販売や参加費あるいは広告を取るなどして収入を確保したいと考えています。

(川勝委員)

収入が増えれば補助金下がるといってもありますか。

(玉田課長)

チケットの売り上げなど満額入った場合で積算しているので補助の250万円は変わりません。

(西村副会長)

チケットの単価と人数はどのぐらいで見えていますか。

(玉田課長)

チケットは1枚1,500円、参加費は一人1万円で合唱が200名、演奏が40

名となっており、1万円の中にはチケット2枚分が含まれています。

(山口会長)

アリーナの収容はどのくらいですか。

(玉田課長)

約2,000人です。

(中村委員)

会場設営にそれほどお金が掛かってしまうのであれば、施設の造りとしては文化会館の方が適していると思いますが。

ここで無理にアリーナにしなくてもと思いますが。

(玉田課長)

文化会館ですと800人の収容、アリーナですと約1500人が入って、演奏者などを含めて約2,000人近い方を収容できます。

できるだけ多くの方に参加いただくため広い会場としました。

(中村委員)

文化会館の倍の人数が来ると予測できるのですか。

(玉田課長)

観客数としては倍を見込んでいます。

(西村副会長)

文化会館は使いにくいということですか。

(玉田課長)

観客数を考えればアリーナの方が使いやすいが、音響効果や舞台の設備などの面では文化会館の方が良いので、それにふさわしいイベントについては今後もそちらを使っていきます。

(川勝委員)

一つのイベントのために250万円の補助は高いという印象がありますね。

(廣田委員)

指導はどのように、何時ごろから始めますか。

(玉田課長)

6月頃から合唱のパート別に行っていきます。

(山口会長)

市民の誰でも参加希望する者は参加可能ですか。

(玉田課長)

高い声を発声するので子供の参加は健康上の理由から想定しておらず、高校生以上の方で200名の公募を考えています。

(山口会長)

以上で生涯学習課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

**【生涯学習課 退室】**



## 【保育課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、保育課に係る2件のヒアリングを行います。

平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「増額となった理由」、そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、はじめに「私立幼稚園園児補助金」について説明をお願いします。

(根本保育課長)

私から、私立幼稚園園児補助金について、ご説明いたします。

初めに、「事業概要」については、私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、3歳児は年額15,000円、4歳児と5歳児は年額20,000円を支給するものです。「目的」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るものです。

「効果」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担が軽減され、また公立幼稚園との格差是正が図られます。

次に「平成29年度予算要求額」については、60,800,000円となり、前年度より1,545,000円の増額となります。

「増額理由」としては、近年の人口増加に伴い園児数も年々増加しており、更なる園児の増加が見込まれるためです。

次に「補助金審査の判断基準について」ですが、「公益性」については、流山市後期基本計画4節1項「安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に基づく、「子育て世帯への支援」に合致しています。

「公平性」については、私立幼稚園に入園している全ての園児を対象にしており、補助金の交付に公平性があります。

「必要性」については、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、市民のニーズに沿っています。

「効果」については、子育て世帯への経済的支援により、安心して子どもを育てられ、また私立幼稚園に通う園児の保護者の負担軽減と、公立幼稚園との格差是正を図ることにより、幼児教育の振興に寄与しています。

「適切性」については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(山口会長)

ありがとうございました。それでは質問をお願いします。

(西村副会長)

増額要因は、支給対象の人数が増えたからだけで、単価は変わっていませんね。

(根本課長)

変わっていません。

(西村副会長)

それから、基本的な質問ですが、なぜ3歳児と4・5歳児で補助額が違うんですか。よそは一律ですよ。

(酒巻課長補佐)

以前は教育委員会の管轄で、事務移管がありまして、子ども家庭部に移管された事業ですが、教育委員会の所管だったときから年齢によって金額に違いがありました。

(西村副会長)

何か理由があるんですね。

(酒巻課長補佐)

そうですね。

(廣田委員)

多分、公立の幼稚園が4歳児からだったと思います。昔から公立との兼ね合いで、3歳は預けなくても良くて4歳からは預けなくてはならないからということなんじゃないですか。

(西村副会長)

参考に他市の状況を見たら、松戸は一律だったので、何が違うのかなと思ひまして。

(廣田委員)

多分古い慣習が続いているのでしょう。公立はどうですかね。昔は年少はいなかったですよ。

(酒巻課長補佐)

4歳・5歳だったと思います。

(西村副会長)

要望は出ていないのですか。4歳・5歳と一緒にしてくださいとか。

(酒巻課長補佐)

それはないです。

(光川委員)

効果のところですが、具体的にどれくらいの格差是正があるんですか。

(酒巻課長補佐)

私立幼稚園は園によって保育料が違いますが、市内の私立幼稚園の保育料が一番高額な園が月額3万円です。公立の江戸川台にあります幼児教育支援センター附属幼稚園は、市民税課税世帯は月額9千円です。このような格差があります。

(山口会長)

それでは、次の「私立保育所AED設置事業補助金」について、説明をお願いします。

(根本課長)

私から、私立保育所AED設置事業補助金について、ご説明いたします。  
初めに、「事業概要」については、私立保育園が賃貸借契約によりAEDを設置した場合、賃貸借料の2分の1を補助するものです。

「目的」については、私立保育園へのAEDの導入を促進し、安心安全な保育を図るものです。

「効果」については、安心安全な保育を促進することで、子育てにやさしいまちづくりを推進することができます。

次に「平成29年度予算要求額」については、1,416,000円 となります。  
前年度より 205,000円の増額 となります。

「増額理由」としては、来年度に保育園が7園新設されることにより、補助対象施設が7園増加となるためです。

次に「補助金審査の判断基準について」であります。

「公益性」については、流山市が掲げている「子育てにやさしいまちづくり」の目的に合っていると考えています。

「公平性」については、補助の対象は私立保育園で、使用対象は第一に入所児童となります。補助金の目的から、私立保育園に特権的な恩恵を与えるものではないと考えています。

「必要性」については、心室細動の際、初期にAEDを使用することで、救命の確立が高くなることから必要であると考えています。(2分以内に行った場合、80%以上)

「効果」については、安心安全な保育の促進に効果があると考えています。

「適切性」については、交付要綱に基づき適正に事務処理を行っています。

説明は、以上となります。よろしくお願ひします。

(山口会長)

ありがとうございました。それでは質問をお願いします。

(川勝委員)

新設園7園と出ていますが、金額については算出基準で言うとどこに当たるのですか。

(根本係長)

まだ設置していないので金額は分からないのですが、一番高いものを参考に算出しています。

(西村副会長)

単価が色々ありますが違いはなんですか。

(根本課長)

製造メーカーやタイプなどいろいろ違いがあります。

(西村副会長)

どれを選ぶかは施設の自由なのか、それとも指導か何かするのですか。

(根本課長)

設置する方の判断になります。

(廣田委員)

各保育所の先生方は使い方の講習などは受けていますか。

(根本課長)

はい、受けています。規程の中に講習を受けなさいという規定はありませんが指導しています。

(山口会長)

審議会としては私立保育所の運営の厳しさというのは理解しているので、当初の設置についての補助は必要と思うが、5年後の消耗品の交換費用などは見直していかないと長期補助につながると思いますが、このような検討はしていますか。

また、審議会からこのような意見があったということで保育所と協議など行っていますか。

(根本課長)

この補助金に限ってということではやっていませんが、全体の要望は聞いています。

(山口会長)

単価もいろいろあるのでどれを選ぶかの検討も必要と思います。

(西村副会長)

どちらかという和高い方にシフトしていると思うので市の指導が必要では。

(根本課長)

単価としては色々あるので、どれを選ぶかについては財産活用課と協議して検討したいと思います。

(山口会長)

必要性については十分理解しておりますので、そこは誤解のないようにお願いします。

以上でヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

**【保育課 退室】**

**【コミュニティ課 入室】**

(山口会長)

それでは、コミュニティ課に係る3件のヒアリングを行います。

平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「増額となった理由」、そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、はじめに「自治会掲示板設置費補助金」について説明をお願いします。

(須郷コミュニティ課長)

コミュニティ課長の須郷でございます。

それでは、コミュニティ課所管のヒアリング対象の補助金について、補助金等調査

票・補助金等適正化実行プラン及び本日お配りさせていただいたヒアリング資料を基に概要を説明させていただきます。

「自治会掲示板設置費補助金」でございます。

本補助金は、自治会が行う掲示板購入に要する経費の一部を補助するもので、掲示板の購入に要する経費の2分の1を補助するものです。限度額は、3万円となっています。

平成29年度予算において、補助金を増額した理由ですが、平成28年度は、5基分の補助金15万円を予算計上しましたが、次年度の各自治会の計画を調査したところ、平成29年度につきましては、5自治会11基分の計画があったことから、33万円を予算計上しました。こうしたことから、昨年度に比べて18万円の増額となったものです。

現在では、広報やホームページ、メールなど多様な伝達手段ありますが、自治会掲示板は、自治会内での情報伝達に活用されている一方、市や地域の様々な団体が、子どもから高齢者まで幅広く地域の人々に情報を伝達する手段として利用し、公益性、必要性が高いものと考えています。

掲示板の利用について、具体的に説明させていただきますと今年度、全自治会を対象に実施した掲示板に係るアンケート調査によると利用状況は、市からの依頼によるものが、49.5パーセントと最も高く、社会福祉協議会など各種団体からの依頼によるものを含めると73パーセントになり、自治会利用を大きく上回っており、本事業は、公益性が高いものとなっています。

以上で説明を終わります。

(西村副会長)

アンケートを検証してとなっていますが、前の年に掲示板の設置をして、後から補助を受けるということですか。

(須郷課長)

基本的には財源の確保が必要となるので、まずはアンケートを実施し検証してから翌年度に予算化して補助することになります。急ぎよ設置したいということであれば、その時は翌年度の補助金で対応することになります。

(川勝委員)

毎年毎年要望を聞いてやるということになると、予算的に見れば、ばらつきが出ると思うのですが。

例えば3か年ぐらいを見通して平準化するような調整はできないでしょうか。

(西村副会長)

急な修繕などがあった時には翌年度まで待たなければ補助金が出ないということになりますね。

(須郷課長)

自治会館の建設など大きなものについては実施計画に位置付けるなどして計画的に行っています。

また、ご指摘の平準化については、大規模修繕なども含め自治会の方で計画的にやるという前提で行っているので、先延ばしできるものとできないものとあるので自治会の方で検討いただくようお願いしています。

(山口会長)

自治会とコミュニティ課の間に連絡会議のようなものがあるのか、それとも自治会からの要望を取捨選択してやるのか。

(須郷課長)

自治会とは年に1回「自治会懇談会」があるので、その中で補助金制度の概要などを説明しています。

また、自治会からの要望についても、その中で説明し出してもらっています。

(大久保委員)

無償貸与の掲示板が余っていないからこのような掲示板が必要になるのか。

(須郷課長)

無償貸与の掲示板はスチール製の安価なもので、自治会が要望している掲示板は表面にガラスの引き戸があるなど高価なものです。

自治会の方でスチール製のもので良いということであれば、そのように予算措置します。

(山口会長)

以上で「自治会掲示板設置費補助金」についてのヒアリングを終了します。

次に「自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機設置）補助金」について説明をお願いします。

(須郷課長)

「自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機設置）補助金」について説明させていただきます。

本補助金は、地域コミュニティ活動の拠点である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部を補助するもので、大規模修繕については、修繕に要する経費が、20万円以上となるものに対して、その経費の3分の1を補助し、面積要件を満たした耐久性の高いものを除き100万円を上限として交付しています。

また、冷暖房機器の設置については、設置に要する費用が5万円以上となるものに対して、その経費の3分の1を補助し、100万円を限度としています。

平成29年度予算において、補助金を増額した理由ですが、調査票の記載にありますように、補助件数の増加及び補助金の対象となる経費が増えたことにより、平成28年度の予算計上額、214万円に対して、平成29年度は、470万円となり、256万円の増額となったものです。

自治会館は、現在、111自治会館あります。

現在、市では、少子化、高齢化など社会構造の変化に伴い、公共施設の更新を効率的に行うことが求められていますが、こうした視点に立っても、自治会館のように小規模ではありますが、人々が集まれる場所を確保することは公共施設の総量の削減、

見直しに寄与するものと考えています。

また、自治会館は、自治会員のコミュニティ活動に利用されているほか、だれもが便利に利用できる選挙の投票所として、44ある投票所の内、16の自治会館が指定され、公益性の高いものといえます。

さらに、市が推進する高齢者ふれあいの家支援事業にも活用され、防災資機材の保管など自治会館の果たす役割は今後も大きくなっていくものと考えます。

自治会館の修繕は、計画的に行うものと突発的に行うものがありますが、本補助金の申請は、要綱の規定により4年に1度の申請と規定されており、適切性の観点からも常に補助金にのみ依存することなく団体としての自立も図られているといえます。

なお、本補助金の申請に当たっては、自治会が事業者3社に見積もり依頼し、その中で、一番低い価格を経費として算定し、補助金を交付することとしており、費用面を考慮した運用になっています。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

自治会が3社見積もりを取り一番低い価格で算定するということですが、4年に1度の申請というのはなぜですか。

(須郷課長)

この補助金は毎年申請できるものではなく、修繕等を行う場合には4年毎に申請できるものです。

(山口会長)

以上で「自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機設置）補助金」についてのヒアリングを終了します。

次に「自治会館建設事業補助金」について説明をお願いします。

(須郷課長)

「自治会館建設事業補助金」について説明させていただきます。

自治会館建設に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の2分の1を補助し、自治会の世帯数に応じて、限度額が設定されています。

平成29年度予算において、補助金を増額した理由ですが、平成28年度は、東初石1丁目自治会 1自治会で、670万円の予算を計上したところですが、平成29年度は、事業の実施を予定している駒木自治会の1,340万円、東初石3丁目自治会の830万円の補助金を予算計上したことから、合計で2,170万円となり、平成28年度に比べて1,500万円の増額になったものです。

自治会館の建替えは、地域の安心・安全な活動拠点の整備に大きく貢献するものです。自治会館の公益性、公平性、必要性については、「自治会館維持管理費補助金」の中で、説明させていただいたとおりでございますが、新築の自治会館は、地震に対する安全性が確保されることから、災害時にも自治会活動をはじめとした地域の活動を支えるなど大きな役割を果たすものと期待されます。

本補助金は、対象経費の2分の1補助するものですが、平成29年度の2自治会に

ついて、補助対象経費に占める補助金の割合をみると、世帯数による限度額が設定されていることから、34.4パーセント、36.2パーセントとなっており、補助金にのみ依存することなく、自己資金が主体となって事業が実施されています。

以上で説明を終わります。

(川勝委員)

確認ですが、先程ヒアリングした「自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機設置）補助金」の冷暖房機設置で東初石三丁目があり、今回の補助金にも東初石三丁目がありますか。

(須郷コミュニティ課長)

同じ自治会ですが、冷暖房機は建物本体と一体で取り付ける場合と冷暖房機のみ単独で設置する場合がありますので、この自治会では別になっています。

(川勝委員)

契約は一体ですか。

(須郷課長)

別になります。

(山口会長)

以上でコミュニティ課に係る補助金についてのヒアリングを終了します。

**【コミュニティ課 退室】**

**【障害者支援課 入室】**

(山口会長)

それでは、障害者支援課に係る4件のヒアリングを行います。

平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「増額となった理由」、そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、はじめに「重度障害者自動車燃料費助成金」について説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「重度障害者自動車燃料費助成金」について説明をさせていただきます。

公共交通を利用することが困難な障害者に対するもので、身体障害者1・2級又は下肢障害者3級1種の方、療育手帳○AからAの方、精神障害者1級の方が対象となります。

趣旨・目的は、重度障害者に対して日常生活に使用する自動車燃料費の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立を図るものです。

効果につきましては、助成することにより、在宅障害者が自家用車で外出する機会の増加が図れること。また、福祉タクシー助成との選択により、障害者本人の生活スタイルにあった助成サービスが受けられます。

平成29年度の予算要求額については、14,391千円で前年度から243千円



の増額ですが、対象者の微増により平成28年度の決算見込額を計上しました。

補助金審査の判断基準にあります公益性については、在宅障害者が社会参加に必要な交通手段の一つである自動車を利用する場合に、燃料費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減が図られ障害者の福祉の向上に役立っていると考えております。

公平性については、対象者が重度の障害を持っている者であり、在宅福祉サービスの観点から市民の理解が得られるものと考えています。

必要性については、1人当たりの年間助成量を増やさず、障害者の社会参加を促進する上でも、事業を継続することが妥当であると考えます。

効果については、助成することにより、在宅障害者が自家用車で外出する機会が増加することや、介護者の経済的負担の軽減が図られます。

適切性については、助成規則により適正な事務処理が図られています。

以上で説明を終わります。

(西村副会長)

福祉タクシーとの関係ですが、この助成金はどちらか選択して使うことになるようですが、福祉タクシーの方が人気ありますか。

(小西課長)

ほぼ同じくらいですが、平成27年度の実績で福祉タクシーは32,827件で燃料の方が31,875件ですが利用率では燃料の方が高くなっています。

(山口会長)

それでは、次に「障害者福祉施設整備事業補助金」について説明をお願いします。

(小西課長)

この事業は、市内に障害者福祉施設を整備しようとするもので、対象は社会福祉法人まほろばの里、とNPO法人マホロニ一流山です。

趣旨・目的については、障害者福祉施設の新築及び増改築についての費用の一部を助成することにより、事業主の安定した運営が図られることを目的に支援するものです。

効果については、市内に不足しているグループホーム等の整備促進が図れることと、既存の施設にスプリンクラーを設置することにより、利用者の安全を確保することができます。

平成29年度予算要求額については123,708千円でグループホームの創設とスプリンクラーの設置に対するものです。

公益性については、第5次流山市障害者計画に位置付けられており、障害者福祉の向上に寄与できるものと考えています。

公平性については、この補助金は長期的に補助するものでもなく、特定の団体に補助するものでもありません。

福祉施設の設置を考えている社会福祉法人に対してするものであり、市民の理解が得られるものと考えています。

次に必要性ですが、重度の障害者を持つ親や家族からグループホーム建設に向け強

い要望がありますが、市内に重度障害者の受け入れができるグループホームがない状況です。また、消防法の改正により、スプリンクラーの設置が義務付けられたことがあります。

効果については、重度の障害者を受け入れ可能なグループホームの存在は重要であり、費用対効果は大きいと考えます。

適切性については補助金交付要綱により適正な事務処理を図ります。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

昨年もこれと同じ補助金をヒアリングしたと記憶しているが。

(小西障害者支援課長)

昨年も同じものを出しました。

この事業は国の補助も受けて実施するため、昨年、県を通じて申請しましたが選定でもれたため再度出しているものです。

(山口会長)

再度申請しても選定されなければやらないのか。

(小西課長)

県に対しては強く要望しているので選定されるものと考えています。

(西村副会長)

グループホームを造る総事業費はどのくらいになりますか。また、国と県、市の負担割合や事業者の負担はどのようになりますか。

(小西課長)

グループホームを2棟造る予定で、総工事費は約3億1千万円程度になります。

国からの補助金約6千6百万円、福祉医療機構からの借入、法人の自己資金及び市からの補助金により整備するものです。県からの補助金はありません。県は審査選定となります。

また、スプリンクラーの設置については、県からの補助金が工事費の3分の1、市も同額の3分の1を補助するものです。

(山口会長)

NPO法人マホロニ一流山にはどのような方を受け入れるのですか。

(小西課長)

ある程度、身辺処理能力が高い方で、中・軽度の知的障害を持っている方を対象としています。

(山口会長)

重度の人を受け入れる施設は今のところ流山にはないという理解でよろしいですか。

(小西課長)

はい。

(山口会長)

それでは、次に「障害者福祉サービス等利用助成金」について説明をお願いします。

(小西課長)

「障害者福祉サービス等利用助成金」について説明をさせていただきます。

対象者については障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、補装具費の支給及び児童福祉法に規定する障害児通所支援、地域生活支援事業を複合的に利用した場合、その合算額が高額となるため、規則で定める総合月額上限を超え負担額を支払った者に対して助成金を支給するものです。

目的の部分も同じで、サービスごとに自己負担したものを合算し、総合月額上限を超えた負担額について助成金を支給するものです。

効果については障害者等が必要なサービスを受けた時の自己負担額を軽減できることです。

平成29年度の予算要求額は80万円、増額の理由はサービス利用者の増加と複数のサービスを利用する者が増えたことによるものです。

公益性については、障害を抱えている方は色々なサービスを併用することで日常生活の水準を維持することができます。そのため、金銭的負担が大きいため、上限額を超えた部分について助成を行うことでサービス利用の低下を防止できます。

公平性については、世帯ごとに上限額が定められており、それを超えた世帯には超過分を助成するもので、障害者の地域生活を支える意味から市民の理解は得られるものと考えます。

必要性については、複数の障害を抱えている方は、複数のサービス利用が必要です。上限額の超過負担を抑えることで、障害者の生活を支えるという意味からも必要不可欠な事業です。

効果については、障害者世帯の負担額の軽減と社会参加が図られることです。

適切性については、助成規則や利用集計データをもとに適切な事務処理を行っています。

以上で説明を終わります。

(川勝委員)

平成28年度当初予算が12万円で決算見込みが91万円、29年度が80万円となっているが、この金額の差は実態を見て積算を見直しているのか。

(矢口課長補佐)

利用者が色々な所でサービスを利用し、自己負担が発生しているので利用者自身でも集計が難しく申請までされていないこともあります。

今後は、このような人に勧奨してこれだけ出ますということを知らせていきたいと考えています。

(西村副会長)

去年の算式と今回の算式が違いますが、その意味を教えてください。

(矢口課長補佐)

サービスを利用したら申請してくださいというアナウンスはしているが、領収書を揃えたり事業所の証明をもらったりと、申請に至るまで手間がかかってしまうことがあります。

(西村副会長)

算出基準の月1万円を一人4千円に変えたりしているのはそういうことを踏まえてのことではないのか

(矢口課長補佐)

平成27年度の対象者を洗いなおした結果、約20名いて合計で80万円位になりそうだという積算になったものです。

(西村副会長)

過去の12万円というのは見積もりとしては少なすぎ、実績としては80万円くらいあったということですか。

増加する要因を聞きたいのですが

(矢口課長補佐)

もともと申請主義なので勧奨しないかぎり領収書を集めたりという手続きがあり市としては実態把握が難しいためこのような差が出ています。

(光川委員)

平成26年度と27年度の決算額は0となっていますが、なかったということですか。

(矢口課長補佐)

利用はあるのですが手続きの面で、市が勧奨しないと申請が出てこないような状況ですので、出来るだけ簡単に申請ができるように見直しをして実施しようと考えています。

(西村副会長)

この補助金は今後も続くのですか。

(小西障害者支援課長)

手続きの面では見直しが必要ですが、利用者の複数の事業ごとの自己負担1割があるかぎり負担軽減を図る必要があると考えています。

(山口会長)

それでは、次に「就労支援施設利用者負担助成金」について説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「就労支援施設利用者負担助成金」について説明します。

まず目的ですが、就労支援施設を利用する障害者等の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るものです。

対象は就労移行支援又は就労継続支援について、訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者です。

効果については、障害者等の社会参加の促進及び自立を図ることです。

平成29年度の予算要求額は91万4千円で、施設利用者が平成27年度実績3名

から28年度8名に増えたため増額となりました。

公益性については、施設利用者の自己負担額を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、障害者の自立の促進を図ります。

公平性については、対象者は障害者総合支援法に基づく支援の支給決定を受けた障害者であり、就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然として低く、サービス利用料の1割負担を助成することは、市民の理解を得られるものと考えます。

必要性については、就労支援施設利用料の自己負担分を助成することにより、障害者の就労意欲の向上と自立の促進を図るためにも必要と考えます。

効果については、障害者が就労支援施設を利用する場合に、利用料の自己負担分を助成することにより、就労意欲の向上と自立の促進を図れます。

適切性については、助成規則に基づいて適正な事務処理を図ります。

以上で説明を終わります。

(川勝委員)

平成27年度と28年度で比較すると決算額が大きく違いますが支給方法や制度が変わったとかありますか。

(小西課長)

年によって利用実態が違うので増減がありますが、制度は同じです。

人によって年間を通して利用する場合と3か月などに限って利用する場合などあるので、中々、年度の途中で決算額を見込むことは難しいものはあります。

(山口会長)

調査票の平成28年度当初予算43万6千円と6の補助金の推移の欄の予算額81万2千円の差は補正ですか流用などでの対応ですか。

(矢口課長補佐)

流用で対応しました。

(山口会長)

以上で障害者支援課に係る補助金についてのヒアリングを終了します。

#### 【障害者支援課 退室】

(山口会長)

本日のヒアリング分の評価表の提出ですが事務局で提出日等ありますか。

(事務局)

第4回の11月30日の審議会に、各委員の評価表をまとめたものを出したいので、11月25日までに事務局に提出いただければと思います。

(山口会長)

次のヒアリングの分も含めて11月25日の提出ですね。

以上で、第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時55分

流山市補助金等審議会  
会長 山口 今朝勝